令和9年度
運用開始予定

まちの政策市民提案制度(案)について

～あなたのアイデアが、まちの未来をつくる～

市では、市民の皆さんの創意工夫を市の政策につなげ、市民主体のまちづくりを推進するため、「まちの政策市民提案制度」を創設します。本制度は、令和 9 年度からの運用開始を予定しています。

■制度(案)の目的

市民のまちづくりへの参画を図り、行政施策に市民の意見を反映させることを目的に、市民の創意工夫ある政策を市に対して提案できる制度を創設します。
本市は、平成 26 年 1 月に「恵庭市まちづくり基本条例」を施行し、市民主体のまちづくりを進めています。本条例では、政策の形成に当たって、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場を設けて市民が参画できるよう努めることが規定されており、まちの政策市民提案制度（案）はその市民参画の場のひとつとなり、市民の主体的なまちづくりを推進します。

■制度(案)の概要

「まちの政策市民提案制度」は、市民の皆さんの創意工夫ある提案を、市の政策や事業に生かしていく制度です。
提案者と市の担当課が対話を重ね、課題や市民ニーズを共有しながら、提案の実現可能性を高めていくことを制度の特徴としています。
提案は、恵庭市行政改革推進委員会の意見を踏まえて採否を決定します。採用した提案については、提案者と市の事業担当課が協議及び調整を行い、事業の実現に向けて具体化を進めます。

■提案できる人

・市内に住所を有する人
・市内に通勤又は通学する人
・市内で活動する法人・団体・個人

■提案できる内容

よりよいまちづくりや地域課題の解決につながる具体的な企画、アイデア等で、次に掲げる**要件をすべて満たす**ものです。

1	公益性があること。
2	実現性があること。
3	新規事業の提案、又は既存事業の改善につながる提案であること。
4	市の事業として実施することが適切であること。

ただし、以下の**いずれかに該当するものは提案できません。**

1	営利を主たる目的とするもの。
2	既存の事業の拡大に関するもの。
3	施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの。
4	政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの。
5	同一市民から再度提出された同一内容の提案。
6	公序良俗に反するもの。

■提案方法

提案を希望する方は、所定の「まちの政策市民提案事業提案書」など、必要な書類を提出します。匿名または無記名による提案はできません。

正式な提出に先立ち、企画課及び担当課が事前相談を受け、提案書の作成を支援します。事前相談は、メール、FAX、電子申請または電話で申し込みできます。

提案書は、Word または Excel 形式のデータにより、メール、USB または CD で企画課へ提出します。

■募集期間

提案の募集期間は、毎年度、市長が定めます。

※令和 9 年度は 6 月～8 月を募集期間とする予定です

※事前相談は随時受け付けます

■提案の流れ

1	事前相談	提案募集期間に限らず、相談は随時受け付けます。
2	提案書の提出	作成に当たっては職員（企画課及び担当課）がアドバイスします。
3	協　議	課題を整理しながら実現に向けた具体的な方法を協議し、恵庭市行政改革推進委員会でのプレゼンテーションに向けて準備します。
4	審議会に参加 （プレゼン審査）	事業担当課とともにプレゼンテーションに参加し、提案内容や実施により見込まれる効果などを説明します。
5	採否決定	採用された場合は、事業担当課と実施に向けて具体的な協議を行います。